

三スポ協第 82 号

令和 4 年 1 月 27 日

加盟団体事務局 各位

一般社団法人 三条市スポーツ協会  
会 長 野 崎 勝 康

## 感染症拡大に伴う小中学生のスポーツ活動の休止のお願い

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より当協会活動にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、三条市教育委員会より、「教育活動及び部活動」に対する制限が発出されておりましたが、現在の感染拡大を考慮して「部活動実施上の留意事項について(令和 4 年 1 月 26 日付)」を新たに発出し、「市内中学校の部活動を休止」される事となりました。

それに伴い、三条市役所所管課からも小中学生のスポーツ活動の自粛要請がございましたので、当協会としても、「市内競技団体の小中学生のスポーツ活動を休止すべき」と判断致しましたので、下記期間において、小中学生のスポーツ活動の休止をお願い致します。

### 記

#### 休止期間

令和 4 年 1 月 27 日(木)～2 月 13 日(日)

※「まん延防止等重点措置」適用期間中。

#### 内 容

全加盟団体の小中学生のスポーツ活動休止。

※県内・市内の感染が広がっている状況ですので、規制に対する趣旨を理解して、所属団体へ選手同士の自主的活動も控えるように共有をお願い致します。

#### そ の 他

「まん延防止等重点措置」や三条市の措置が延長される場合は、継続となりますので、積極的な情報収集をお願い致します。

以上

(一社) 三条市スポーツ協会 事務局 吉田  
〒959-1153 三条市新堀 2113 番地  
TEL:0256-45-1150 FAX:0256-45-1151



三教一貫第49号の2  
令和4年1月26日

三条市立中学校長 様  
三条市立義務教育学校長 様

三条市教育委員会  
小中一貫教育推進課長

部活動実施上の留意事項について（通知）  
（令和4年1月27日時点）

新潟県では、新型コロナウイルス感染症患者が急増し、「まん延防止等重点措置」が適用となりました。三条市立学校でも多くの学校が感染拡大の影響を受け、1月18日に学年や学級を超えて生徒同士が触れ合うような交流活動を控えるとともに、週休日、休日の部活動を休止するよう通知したところです。しかし、感染拡大は続いている状況です。

については、生徒同士の接触をさらに抑えるため、下記の期間、すべての部活動を休止します。ただし、上位につながる大会の出場者がいる場合は、技能の維持の観点から最小限の活動を認めます。その際は、活動計画書を事前に提出し、教育委員会の許可を得ることとします。

記

休止期間 令和4年1月27日（木）～2月13日（日）  
（まん延防止等重点措置適用期間中）

【担当】

三条市教育委員会小中一貫教育推進課

指導主事 相田 覚

〒959-1192 三条市新堀1311番地

TEL 0256-45-1116（内線245）

FAX 0256-45-5309

E-mail ikkankyoku@city.sanjo.niigata.jp



令和4年1月26日

三条市立中学校・義務教育学校  
生徒の保護者の皆様

三条市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための部活動の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から三条市の教育に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新潟県では新型コロナウイルス感染症患者が急増し、「まん延防止等重点措置」が適用となりました。三条市立学校でも多くの学校が感染拡大の影響を受け、1月18日に学年や学級を超えて生徒同士が触れ合うような交流活動を控えるとともに、週休日、休日の部活動を休止するよう学校に通知したところです。しかし、感染拡大は続いている状況です。

については、生徒同士の接触をさらに抑えるため、下記の期間、すべての部活動を休止します。

御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 休止期間 令和4年1月27日（木）～2月13日（日）  
（まん延防止等重点措置適用期間中）
- 2 留意点 上位につながる大会の出場者がいる場合は、学校と教育委員会で協議し、技能の維持の観点から最小限の活動を認めます。

担当 三条市教育委員会 小中一貫教育推進課 TEL0256-45-1118